

総合評価一般競争入札公告共通事項（簡易型）

1 入札方法について

岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）を利用した、電子入札により実施する。

2 入札参加資格要件について

入札に参加できる者（入札公告において共同企業体での入札参加を指定した工事にあつては、その共同企業体の全構成員）は、次に掲げる全ての要件に該当する者に限る。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる者でないこと。
- (2) 入札の公告日から落札者が決定するまでの間において、倉敷市建設工事等請負業者指名停止要領に基づく指名停止又は指名留保を受けていないこと。
- (3) 入札の公告日から落札者が決定するまでの間において、倉敷市建設工事等暴力団対策会議設置要綱（平成13年倉敷市告示第276号）に基づく指名除外を受けていないこと。
- (4) 入札の公告日から落札者が決定するまでの間において、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による岡山県内における営業の停止命令（以下「営業停止命令」という。）を受けていないこと。（当該営業停止命令の対象業種が発注業種に係るものであり、かつ対象が公共工事に係るものである場合に限る。）
- (5) 入札の公告日から落札者が決定するまでの間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 予定価格2億円以上の工事においては、同一年度内に本市が発注する予定価格2億円以上の工事を3件以上落札していないこと。

なお、共同企業体を結成し落札した工事については、予定価格に当該共同企業体を構成する各構成員の出資割合を乗じて得た額をもって、各構成員が落札した予定価格とみなすものとする。

また、同時に複数の一般競争入札（条件付）又は総合評価一般競争入札に入札参加した場合において、予定価格2億円以上の案件について、既に落札した案件を含め3件を超える落札候補者となった場合は、先に落札候補者となった工事から優先して入札参加資格の審査を受けなければならないものとし、落札件数が3件に達した後の案件については入札参加資格の審査は行わず、次順位者を落札候補者として取り扱うものとする。

- (8) 入札の公告日において、電子入札システムにより倉敷市の利用者登録をしていること。

3 配置予定技術者について

- (1) 請負代金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上となった場合においては、配置される主任技術者又は監理技術者は専任でなければならない。ただし、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者については、専任を要しない。
- (2) 請負代金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の工事においては、配置予定技術者は、入札公告に定める開札執行日時点において請負業者と継続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限るものとする。
- (3) 落札者は配置予定技術者調書に記入した配置予定技術者を当該工事の主任技術者又は監理技術者として配置しなければならない。（工場製作を必要とする工事において、入札公告で工場製作期間中における技術者の変更を認める定めがある場合を除く。）
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、配置技術者を変更できるものとする。ただし、交代前後における技術者の技術力が同等（「配置予定技術者の能力」の評価値が同点、入札条件等に適合している等）以上に確保される場合に限るものとする。

ア 死亡、病休、退職等真にやむを得ない場合

イ 一つの契約工期が多年に及ぶダム、トンネル等の大規模な工事

ウ 請負代金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満の工事

なお、真にやむを得ない場合を除いて、交代の時期が工程上の一定の区切りであること、交代前後の技術者相互及び発注者を含めた協議や引継ぎのための一定の期間を設けるなど、工事の継続性や工程管理、品質確保等工事の施工に影響がないと認められることが必要である。

4 設計図書の交付等について

(1) 設計図書及び入札金額内訳書は、入札参加希望者が電子入札システムから設計図書及び入札金額内訳書をダウンロードすることにより交付する。この場合において、入札公告において共同企業体での入札参加を指定した工事にあつては、第1構成員の電子入札用ICカードを使用して設計図書及び入札金額内訳書の交付を受けなければならない。

(2) 設計図書に対する質問は、契約課がファクシミリ（持参及び電話不可）により受け付け、回答は、電子入札システム上に掲載することにより行うものとする。

ただし、質問が無かった場合は、掲載は行わない。

5 入札参加表明について

入札参加希望者は、設計図書の交付（ダウンロード）を受け、電子入札システムにより入札参加表明の登録を行わなければならない。この場合において、入札公告において共同企業体での入札参加を指定した工事にあつては、第1構成員の電子入札用ICカードを使用して入札参加表明の登録を行わなければならない。

6 技術資料等の提出について

(1) 入札参加希望者は、入札公告に定めた期限までに次の書類を提出しなければならない。

ア 技術資料（様式第2号）

イ 施工実績調書（別記様式1）

ウ 配置予定技術者調書（別記様式2）

エ 企業の体制に関する調書（別記様式3）

オ 地域貢献に関する調書（別記様式4）

カ SDGsに関する調書（別記様式5）

キ 工事成績評定に関する資料（別記様式6）

ク 入札公告に定める簡易な施工計画に関する調書

(2) 提出された技術資料等は、技術審査以外に提出者に無断で使用しない。

(3) 提出された技術資料等は返却しない。

(4) 提出期限以降における技術資料等の差し替え及び再提出は認めない。

7 入札書の提出について

(1) 電子入札システムにより、入札金額その他必要事項の登録を行うことにより、入札書を提出すること。この場合において、入札公告において共同企業体での入札参加を指定した工事にあつては、第1構成員の電子入札用ICカードを使用して入札書を提出しなければならない。

(2) 事前の申請により書面による入札参加を認められた入札者は、上記(1)にかかわらず、書面により入札書を提出すること。この場合、入札書は入札公告で定めた開札執行日時に9(1)に記載する開札場所において提出すること。

(3) 提出した入札書の訂正、引換え又は撤回は認めない。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに登録すること。

(5) 入札保証金

免除（倉敷市財務規則（昭和42年倉敷市規則第22号）第154条第3号の規定による。）

8 入札金額内訳書について

- (1) 上記7(1)による入札金額の登録にあわせて、添付ファイルとして入札金額内訳書を添付すること。この場合において、入札金額内訳書の書式は、上記4(1)により電子入札システムからダウンロードした書式を使用すること。
- (2) 入札金額内訳書の作成及び保存に使用する電子ファイルの大きさは3MB以下とし、ファイル形式は次のとおりとする。ただし、当該形式での保存時に損なわれる機能は、電子ファイルの作成時に使用してはならない。

ファイル形式	条件
P D F 形式	最新の Adobe Reader で読み取りが可能なもの
Microsoft Excel (拡張子が xlsx 及び xls)	Microsoft Excel2016 で読み取りが可能なもの
Microsoft Word (拡張子が docx 及び doc)	Microsoft Word2016 で読み取りが可能なもの

- (3) (2)の場合において、電子ファイルを圧縮するときの圧縮形式は zip 形式とする。ただし、自己解凍方式は認めない。
- (4) (1)により入札金額内訳書を添付する場合は、当該入札金額内訳書について、最新のパターンファイルによりウイルスチェックを行わなければならない。
- (5) 提出した入札金額内訳書の訂正、引換え、撤回は認めない。
- (6) 提出した入札金額内訳書の入札金額と電子入札システムに登録された入札価格が異なる場合は失格とする。
- (7) (1)にかかわらず、再度の入札においては、入札金額内訳書を添付しなくてもよい。

9 開札執行について

(1) 開札場所

倉敷市西中新田640番地
倉敷市役所本庁高層棟2階 第2入札室

(2) 入札回数

入札回数は最高2回(予定価格を事前公表するものは、1回)とする。

(3) 再度の入札

開札の結果、落札(候補)者がいない場合において、直ちに再度の入札をするときは、最初の入札に参加した者に限り参加することができるものとする。

(4) 開札執行に関する注意事項

開札は、入札参加者のうち立会を希望する者を立ち会わせて執行し、立会を希望する者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて執行する。ただし、市長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせないことができるものとする。

10 入札の無効について

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の応札を行っていたものを落札者としていた場合には、落札の決定を取り消す。

- (1) 入札公告及び総合評価一般競争入札公告共通事項(簡易型)で示した入札参加資格の無い者のした入札
- (2) 技術資料等の全部又は一部を提出しない者のした入札
- (3) 技術資料等の全部又は一部に記載漏れがあり、適正な評価ができない入札
- (4) 技術資料等に虚偽の記載をした者の入札

1 1 落札者の決定について

- (1) 技術資料等が適正に提出された者に対しては、標準点を与え、さらに、技術資料等の内容に応じ、加算点を与える。なお、標準点は100点とする。
- (2) 総合評価は、標準点と加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。
- (3) 予定価格の制限の範囲内であり、評価値が最も高い入札者を落札候補者とし、落札候補者に対して入札参加資格の審査を行い、落札者を決定する。
- (4) 入札参加資格の審査について

落札候補者は、契約課から書類の提出を求められた日の翌日（原則、開札執行日の翌日（閉庁日を除く。））の午後5時15分までに、入札参加資格の審査書類を契約課へ提出（持参に限る。）すること。

- なお、「指定期日までに指示した書類の提出が無い場合」や「書類審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないと判明した場合」は、当該落札候補者の入札は失格となり、次順位者が新たな落札候補者となるため、入札参加者は前もって入札参加資格の審査書類を準備しておくこと。
- (5) 落札候補者の入札価格が、倉敷市低入札価格調査実施要領に定める低入札価格調査基準価格を下回っている場合においては、同要領に基づき調査を行うので、別途指示する関係書類を指定期日までに提出すること。
 - (6) 低入札価格調査の結果、低入札価格調査基準価格を下回る金額で入札した者と契約する場合においては、倉敷市工事請負契約約款における保証の額、違約金及び配置技術者について、次の特約条項を設けて覚書を交わすものとする。
 - ア 倉敷市工事請負契約約款第4条第2項に定める保証の額を、請負代金額の100分の30以上とする。
 - イ 倉敷市工事請負契約約款第50条第2項に定める違約金の額を、請負代金額の10分の3とする。
 - ウ 建設業法第26条第3項ただし書きの規定による監理技術者の兼任は認めない。

1 2 入札結果及び総合評価結果の公表について

落札決定した日の翌日以降に入札情報公開システム及び契約課窓口にて公表する。

1 3 落札者とならなかった者への理由説明

- (1) 落札者とならなかった者は、市長に対して、入札結果の公表日から起算して5日以内（休日を含まない。）に書面（様式第6号）により説明を求めることができる。書面は持参又は期日までに届くように郵送すること。
- (2) 市長は、(1)に基づき説明を求められた場合は、上記の要求があった日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に回答する。

1 4 その他注意事項

- (1) 代表者が同じ法人又は個人は、同一の入札において2者以上参加できない。
- (2) 事業協同組合及び当該組員の組合員について、組合と当該組合の組合員は同一の入札に参加できない。また、組合員が1者以上重複している事業協同組合は、同一の入札に参加できない。
- (3) 事業協同組合の場合、組合員の実績は認めない。
- (4) 談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、入札（開札）を延期又は中止する。また、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合（不適正な入札であると判断される場合を含む。）は、その入札の全部を無効とする。
- (5) 契約条項及び入札条件等については、入札公告及び総合評価一般競争入札公告共通事項（簡易型）によるほか倉敷市工事請負契約約款、倉敷市財務規則、倉敷市工事執行規則、倉敷市建設工事等高落札率入札調査要綱、倉敷市電子入札等実施要綱、倉敷市建設工事共同請負制度事務処理要綱（共同企業体での入札参加を指定した工事に限る。）、倉敷市低入札価格調査実施要領、倉敷市総合評価競争入札実施要領、倉敷市一般競争入札（条件付）事務処理要領及び倉敷市建設工事等入札心得その他関連規程による。

- (6) 「明らかに施工実績要件等の入札参加資格要件を満たさないにもかかわらず落札候補者となり、入札参加資格審査で失格となった場合」及び「落札候補者となったにもかかわらず、正当な理由なく入札参加資格審査申請を行わない場合」は、入札の秩序を乱す行為として指名停止措置の対象とするので、十分注意すること。
- (7) 入札参加資格審査申請書等又は技術資料等に虚偽の記載を行ったことが判明した場合は、その入札を無効とし、落札決定後にあつては落札決定の取消、契約締結後にあつては契約の解除を行うことができるものとする。
- (8) 入札参加業者名等は開札執行時まで非公表とする。したがって、事前に入札参加者を知ろうとする行為は入札の公正を害する行為と認め、指名停止等の対象となるので、厳に慎むこと。
- (9) 契約の締結に当たり、落札者が提示した技術資料のうち、当該工事の施工に関する提案内容については、設計図書の一部とし、契約締結後、請負者の責めに帰すべき理由により、設計図書の一部となった提案内容を満たす施工が行われていないと判断した場合において、技術資料の内容と施工内容に著しい差異があるときは、契約金額の減額、損害賠償の請求又は契約解除を行うことができるものとする。
- (10) 入札参加者から提出された技術提案については、その採否に関わらず公表しないものとする。
- (11) 提出された技術提案について、以降の業務において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、本市が発注する工事に無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する技術提案についてはこの限りでない。
- (12) 予定価格2億円以上の工事の請負契約締結に当たっては、倉敷市の議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和42年倉敷市条例第88号）第2条の規定に基づき、本都市議会において可決されなければならない。なお、契約日は本都市議会において可決された日とする。
- (13) 倉敷市の要綱・要領等及び様式のダウンロードは、倉敷市ホームページから以下を参照のこと。
トップページ (<https://www.city.kurashiki.okayama.jp>)
>産業・ビジネス>入札・契約>建設工事・コンサル入札情報（契約課発注）

問い合わせ先 倉敷市総務局総務部契約課（工事契約担当）

電話：086-426-3171

FAX：086-426-4234